

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第16版 809ページ）	改訂した解説	理由
<p>別表第八2（102）直流電源装置 (解説) 1.～4.（省略）</p> <p>5. 本項(ハ)の、「最大の負荷を負荷する」とは、抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を通じることをいう。ただし、抵抗負荷を接続したときに定格2次電流に等しい電流が得られないものについては、使用を想定する機器を負荷とすることができます。なお、エレクトロニックフラッシュ用の直流電源装置であって、電池を充電しないものにあっては、定格2次電流を通じて試験を行うほか、連続してフラッシュを発生させる試験を行う。この場合において、フラッシュの発光範囲は、充電表示のあるものはそれによる。</p>	<p>(解説) 1.～4.（省略）</p> <p>5. 本項(ハ)の、「最大の負荷を負荷する」とは、抵抗負荷を接続して定格2次電流に等しい電流を通じることをいう。ただし、抵抗負荷を接続したときに定格2次電流に等しい電流が得られないものについては、使用を想定する機器を負荷とすることができます。なお、エレクトロニックフラッシュ用の直流電源装置であって、電池を充電しないものにあっては、定格2次電流を通じて試験を行うほか、連続してフラッシュを発生させる試験を行う。この場合において、フラッシュの発光範囲は、充電表示のあるものはそれによる。<u>また、定電流制御のものにあっては、定格出力電圧に等しい電圧となる抵抗負荷を接続することをいう。</u></p>	現行の解説では、定電流制御のものの負荷条件が不明確であることから、明確にする。

（当該部解釈）

別表第八2（102）直流電源装置

ホ 平常温度上昇

次の（イ）から（ハ）までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え（自動車用スタータに使用するものにあっては、定格2次電流に等しい電流を3秒間通電し、7秒間休止する操作を10回繰返し）、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあってはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、おもちや用のものの外郭にあっては次の表に掲げる値以下であること。

（イ）試験品は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置くこと。

（ロ）電池を充電するものにあっては、表示された公称容量の電池を負荷すること。この場合において、負荷電流が定格負荷電流に満たないときは適当な負荷を接続し、定格負荷電流に等しい電流を通じること。

（ハ）（ロ）に掲げるもの以外のものにあっては、通常の使用状態における最大の負荷を負荷すること。